

令和元年度社会教育関係団体に対する補助金の交付について

1. 社会教育委員における意見聴取

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。
(社会教育法第13条)

この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。
(社会教育法第10条)

2. 補助対象事業

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料等を収集し、作成し又は提供する事業
- (2) 社会教育の普及、向上又は奨励のための援助、助言の事業
- (3) 社会教育関係団体間の連絡調整
- (4) 機関紙の発行、資料の作成配布の方法による社会教育に関する宣伝啓発の事業
- (5) 体育、運動競技若しくはレクリエーションに関する催しの開催又はこれに参加する事業
- (6) 社会教育に関する研究調査の事業
- (7) その他社会教育の振興に寄与する公共的意義のある適切な事業
- (8) その他市長が特に必要と認める事業

3. 令和元年度 補助対象団体

① 徳山ユネスコ協会	
② 周南市連合婦人会	
③ 徳山花いっぱい会	
④ 周南市PTA連合会	
⑤ 周南市子ども会育成連絡協議会	※2事業
⑥ 孝女阿米顕彰会	
⑦ 徳山地区ボーイスカウト育成会	
⑧ 徳山地区ガールスカウト団	
⑨ 周南市青少年育成市民会議	

※令和元年度（平成30年度実績）

補助金交付団体	9団体10事業（9団体 11事業）
補助予定額	5,064千円（5,264千円）

◆ 〔参考〕周南市補助金交付基準（抜粋）

【適格性】

- 補助金の支出目的・範囲が憲法８９条（公の財産の支出又は利用の制限）等法令の規定に抵触しないこと。
- 団体の会計処理が適正に行われていること。
- 団体の設立目的、事業内容と補助の目的との整合が取れていること。
- 団体の決算における繰越金（剰余金）が、補助額と比較して過大でないこと。
- 団体の構成員が会費等による適正な負担を行っていること。

【交付額の基準】

$$\boxed{\text{団体の予算}} - \boxed{\text{(交際費、慶弔費、懇親会費、他団体への負担金等の対象外経費)}} = \boxed{\text{補助対象経費}}$$

$$\boxed{\text{補助対象経費}} \times \frac{1}{2} = \boxed{\text{補助限度額}}$$